

令和 7 年度

勝山市雪害対策計画

勝山市

令和7年度 勝山市雪害対策計画
目次

第1 交通対策	・・・	1
1. 除雪対策	・・・	1
2. 交通規制及び指導警告	・・・	4
3. 交通機関の通行確保	・・・	4
(1) 鉄道の運行確保	・・・	4
(2) バスの運行確保	・・・	6
第2 通信対策	・・・	8
第3 電力供給対策	・・・	9
第4 建物・施設等の保全対策	・・・	10
第5 食糧対策	・・・	11
第6 物資対策	・・・	12
第7 農林業対策	・・・	13
第8 文教対策	・・・	13
第9 労務対策	・・・	14
第10 保健衛生及び社会福祉対策	・・・	14
第11 雪崩防止対策	・・・	16
第12 震災対策	・・・	17
第13 孤立地区対策	・・・	17
第14 消防対策	・・・	18
第15 広報対策	・・・	18
第16 要配慮者対策の確立	・・・	19
第17 「住民の協力体制づくり」の推進	・・・	19
第18 雪害対策本部体制	・・・	20

目的

この計画は、勝山市地域防災計画 第2章第5節 雪害予防計画に基づき、各関係機関が連携し、雪害予防に関する具体的、かつ計画的な対策を樹立し、その実施を推進するとともに、市民に対して雪害予防意識の啓発を行うことにより、市民生活の安定に寄与することを目的とする。

第 1 交通対策

冬期間の交通を確保するために、施設・設備等の整備を推進するとともに、除雪体制の強化を図り、各機関緊密な連携の下に有効適切な除雪、凍結防止等の対策を行うものとする。

1. 除雪対策

(1) 市が管理する道路

ア 目的

積雪時における市道の主要幹線の道路交通を確保するため、区分、順位、機械等の全般にわたって、次のとおり基本的事項を定める。

イ 方針

積雪が10cm程度に達したときは、除雪作業を開始する。

ウ 主要幹線の除雪

除雪区分、除雪を実施する主要幹線は、別紙除雪計画路線図による。

エ 除雪担当課（建設課）

建設課長は奥越土木事務所長と緊密なる連絡を行い、県の除雪作業に協調し、有効適切な除雪作業を実施する。

オ 除雪路線

除雪を実施する主要道路は、交通量、路線の性格等を考慮して、次に示す3種類に区分する。

第1次 …… 主要な幹線道路及び各地区から国道及び県道に通じる路線

第2次 …… 各地区内及び公共施設等から国道、県道及び第1次除雪路線に通じる路線

第3次 …… 上記以外の主要市道

単位：km

路線区分 地区別	第1次 路線	第2次 路線	第3次 路線	計	消雪路線 (参考)
北郷	4.0	4.1	11.7	19.8	5.8
荒土	9.4	5.8	16.6	31.8	-
野向	1.3	5.5	6.7	13.5	0.3
北谷	1.6	0	3.5	5.1	-
村岡	8.5	7.0	27.3	42.8	2.6
勝山	11.4	7.0	16.7	35.1	7.3
猪野瀬	4.7	2.8	20.5	28.0	1.0
平泉寺	5.6	6.7	8.0	20.3	1.0
遅羽	3.1	3.2	6.1	12.4	0.8
鹿谷	7.8	7.0	14.6	29.4	1.1
計	57.4	49.1	131.7	238.2	19.9

(621 路線) 機械除雪路線のみ計上

力 除雪機械

市の除雪機械は、除雪前において車体及び付属装置等の点検・整備を行い、出動体制を整える。

市保有車による路線以外は民間業者と除雪業務委託契約を締結して対応する。

キ 機動状況

区分	種別	台数
市保有車	除雪ドーザー	9
	ロータリー専用車	4
	散布車	1
	小型除雪ドーザー	1
	小型ロータリー(歩道用)	2
	小計	17
民間委託車		135
合計		152

ク 除雪作業

除雪車出動基準により、作業を開始するが、この場合、特に次の点に留意する。

- (ア) 自動車通行に必要な幅員を確保するとともに要所に待避場所を設ける。
- (イ) 交差点において、一方の道路が閉鎖されることのないよう隅切りを行う。
- (ウ) 交差点の安全性を確保するため、交差点内を見通すことができるよう努め、

交差点角地の早めの排雪を行う。

- (工) 除雪機械運行の目標、危険防止の標示として作業前に適切な箇所にスノーポールを設ける。
- (才) 除雪路線上には自動車を放置しないよう徹底を図る。
- (力) 消火栓、防火水槽の地点には、降雪前に標示を設けるよう努める。

ケ 除雪体制

組 織	体 制	降積雪の状況
建設課	降雪準備体制	気象情報等により降雪が予想される場合。
	平 常 体 制	積雪深が10cm以上ある場合、除雪作業を開始する。なお、一昼夜の降雪量が30cmを超えると予想される場合、警戒体制の準備をする。
	警 戒 体 制	積雪量が60cm以上に達し、一昼夜の降雪量が50cmを超えると予測される場合、緊急体制の準備をする。
	緊 急 体 制	積雪量が1.0m以上に達した場合。
	非 常	異常降雪状態となった場合。

コ 除雪作業に対する協力体制

- (ア) 除雪作業路線沿いの建物所有者及びその地域は、除雪作業を阻害しないよう協力体制を確立し、除雪作業前後に降ろした雪の排除を行う。
- (イ) 除雪路線沿いに工作物等を有する者は、除雪による損傷防止のため必要な措置を講じる。
- (ウ) 夜間、早朝の外出や除雪作業は、目立つ服装で行う。
- (エ) 排雪指定箇所は、別表のとおり。
- (オ) 雪押し場を地域の協力を得て確保する。
- (カ) 主要交通については、事業者や県、沿線市町との連携体制を強化し、安全で安定した運行体制の確保に努める。
- (キ) 国や県等の関係機関と降雪時に必要な情報を適切に共有するため、強固な連携体制の構築を図る。

サ 歩道除雪の推進

通学路における歩道除雪は、一般市道と同じ出動基準を採用し、積雪が10cm程度に達したとき除雪作業を開始し、児童・生徒の通学時間までに長靴・防寒靴で歩行可能な状態を確保する。それ以外の路線については原則として歩道上の積雪深が20cmを上回っている場合を標準とし、連続する降雪期を避け、天候の安定した時に実施する。また、歩行者の通行確保と安全のため歩行者ネットワークが組めるよう奥越土木事務所と連携をとり、通学路等を優先に地区住民の積極的な協力を得ながら、除雪に努める。なお、連続降雪時には、車道除雪の進捗などを検討のうえ

実施する。

(別表：勝山市指定 排雪箇所)

位置	河川名
勝山橋上流	九頭竜川右岸（立石線突当り）

(参考：奥越土木事務所管理の排雪箇所)

位置	河川名
奥越土木事務所 管理	勝山南大橋上流 九頭竜川右岸
	勝山橋下流 九頭竜川左岸
	新保橋下流 滝波川左岸
	市荒川大橋下流 九頭竜川右岸

(2) その他の除雪

住民の積極的な協力体制により、除排雪を計画的、効率的に行う。

- ア 通行確保と安全のため、降ろした屋根雪は各自で速やかに排除する。
- イ 流雪作業は、流雪推進員または区長の指示により、安全に努め計画的に行う。
- ウ 非常に備え、地域ぐるみで消火栓及び防火水槽その他消防水利施設の確保を図る。
- エ 生活道路の除雪、一人暮らし世帯、空き家等の除排雪については、地域ぐるみで取り組む。

2. 交通規制及び指導警告

降積雪時には交通が渋滞し、混雑による危険が増大するため、警察署と連携を取り主要道路を中心として、通行規制、駐車禁止等の措置を要請する。また、交通及び除排雪の障害となる路上駐車車両の指導警告をするなどパトロールを強化する。

特に、積雪時の路上駐車の厳禁については、住民の協力を求める。

3. 交通機関の運行確保

(1) 鉄道の運行確保

○えちぜん鉄道（株）の運行確保

ア 除雪対策本部の設置

早期に除雪対策本部を設置し、指揮命令系統及び役割分担を明確にするとともに、正確な現状把握に基づく情報連絡の徹底を図り、除雪手配の発動及び除雪列車の計画的出動により、降積雪時における列車の正常運行確保に万全を期するものとする。

イ 除雪の基本方針

（ア）初動体制の強化

初雪または降り始め時における降積雪の予測及び対策に不十分な場合があり、

列車の正常運行を確保するため次の対策を重点的に実施する。

- a 地域別の気象情報及びネットワーク音声カメラを活用した各駅の状況の迅速な収集及び警戒体制の確立
- b 降雪前の融雪装置点検整備の実施
- c 降雪前の除雪列車、除雪機械の点検整備及び配備用具等の点検補充の実施
- d 除雪要員緊急出動体制の確立と関係社員への教育及び周知の徹底
- e 運転規制ダイヤの早期策定と関係社員への周知の徹底

(イ) 除雪体制の強化

除雪計画の策定にあたり、除雪作業の方法、担当責任者、作業内容を明確にしておくとともに、降雪が予想されるときは準備・出動等について遅滞なく適切な発令をおこなうものとする。

a 機械除雪

除雪については、除雪車両、機械設備等を充分に活用して除雪能力の向上を図るとともに、除雪列車の運転及び除雪要員の配置と作業内容の周知徹底を図り除雪の効果をあげるものとする。

b 人力除雪

機械除雪が困難になった場合または機械除雪の困難な箇所については、人力除雪を実施することとし、必要に応じて関係機関等に協力要請するものとする。

c 降積雪時における輸送の安全確保

天気の状況、降積雪の状況等により、適切に除雪を行うとともに、列車が駅間に停止することのないよう、早期に輸送計画の確立を図り、除雪車両の優先運転を実施する。この場合、必要に応じて、列車の運転を見合わせる等の適切な処置をとるものとする。

(ウ) 除雪作業

a 線路除雪

除雪車両による機械除雪を原則とし、運転管理者はあらかじめ除雪ダイヤを設定し、必要により当該列車の運転を指示する。尚、除雪列車（SR-O1）運転時は、事前に運転ダイヤを道路管理者等に連絡し、踏切道および並行道路に飛んだ排雪処理について協力を要請する。

b 除雪車両の配備

種 別	使用区間	配備箇所
SR-O1	<ul style="list-style-type: none">・勝山永平寺線 福井～勝山間・三国芦原線 福井口～三国港間	車両総合検査庫
MCロータリー	<ul style="list-style-type: none">・勝山永平寺線 福井～勝山間必要に応じて三国芦原線全区間	車両総合検査庫 勝山駅

c 駅構内の線路除雪

除雪車両による機械除雪とするが、機械除雪が困難な箇所等については人力除雪とする。

d 分岐器（ポイント）の除雪

列車の運転に常用する分岐器には融雪装置（熱風融雪器・電気融雪器）が設置されており、これらの早目稼働を図るとともに分岐器周辺の除雪を徹底し、分岐器転換不良による輸送障害を予防するものとする。

e ホーム及び通路の除雪

無人駅も含め降雪期間中は除雪要員を駅に配置し、乗降客の安全確保を第一に除雪するものとする。

f 踏切道の除雪

勝山市内には、第1種踏切が7ヶ所、第4種踏切が4ヶ所、合わせて11ヶ所の踏切があるが、勝山踏切と発坂踏切を除いて消雪装置がないため、小舟渡踏切・14哩踏切・保田踏切の3ヶ所については、事前調整の上、協力業者や道路管理者に協力を要請するものとする。

なお、小舟渡踏切については管轄地界となるため、関係機関と事前に協議をするものとする、また、第4種踏切の4ヶ所については、12月11日から翌年2月末日までの期間全面通行止めとなることから当該踏切を閉鎖する。

g 管理建物及び諸施設の除雪

管理建物及び諸施設については、担当係員が管理・点検を速やかに行えるよう適切に除雪をおこなうものとする。特に運転保安施設については周辺除雪に万全を期すものとする。

ウ 降雪前の防止対策

倒木、雪崩等での運休を防止するため、関係機関と協力し、降雪前の防止対策を行い、通常運転の確保に努める。

エ 地域鉄道と相互協力体制

災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、福井鉄道(株)、(株)ハピラインふくいとの「災害時における相互協力に関する協定」に基づき、災害対策等に係る資機材および物資の提供、災害復旧等に対する技術支援、災害情報等の共有を図り、安全な輸送を図るものとする。

オ 利用者等への適切な情報提供

運行情報、大雪等異例な天気予報による計画運休やこれに伴う事前の案内並びに運休の状態や運行再開の予定等に関し、より理解が得られるよう、適時適切にホームページへの掲載、また、勝山市においても連絡体制の強化を図り、運休や遅延等に関する情報を迅速かつ的確に連絡するものとする。

(2) バスの運行確保

一般乗合旅客自動車運送業者は、定期路線バス及びコミュニティバスの運行について関係者と協力し、生活路線の運行確保を図るものとする。

又、降雪により、えちぜん鉄道との乗り継ぎに支障が出ないよう、道路除雪関係者と協力し、定時の運行確保に努めるものとする。

ア 京福バス（株）の運行確保

（ア）道路状況の把握

道路状況を次の方法により常に把握するものとする。

- a 各道路管理者および警察署への電話連絡
- b 日本道路交通情報センターの利用
- c 凍結地、危険箇所等の詳細な情報の提供についての自治会地域住民への協力要請
- d 帰着乗務員からの道路状況報告の徹底

（イ）運行可否の決定

運行管理者は、道路状況を把握し、除雪状況に応じたルート変更などの検討や、乗務員、車両、装備品の状況等が安全運行に支障があるか否かを判断して運行の可否を決定するものとする。

（ウ）運行上の注意伝達

運行管理者は、積雪時、凍結時等において運行する場合、乗務員に対して道路状況を詳細に伝達し、把握させるとともに、緊急時の応急措置の確認について徹底するものとする。

（エ）滑走防止用具の携行および装着

運行管理者は、スリップおよび空転防止のため、必要に応じタイヤチェーン、スコップおよびタイヤ上げ台を備え付け、乗務員に対し使用方法を指導するとともに、積雪または凍結によりスリップまたは空転が予想されるときは、タイヤチェーンの装着を指示するものとする。

（オ）運休等の連絡体制

運行管理者は、運休または遅延の場合は、各連絡所に通報し、乗客に知らせるとともに、営業所長に報告し、関係営業所に速やかに連絡するものとする。

イ コミュニティバス（大福交通（有）、勝山交通（株））の運行確保

（ア）情報の収集

事業者は、道路状況、気象情報等を次の方法により常に把握するものとする。

- a 市役所、土木事務所、警察等を通じ運行経路の除雪状況の確認をするための連絡体制を確立する。
- b 当該乗務員からの積雪状況、除雪状態、道路状況の報告の徹底を図る。
- c 凍結地、危険箇所等の詳細な情報の提供について、地区区長、当該地域住民との連絡体制を確立する。
- d 事前処置として、道路の幅員、路肩、勾配等の道路状況を調査確認する。
- e 勝山市の気象情報をピンポイントで、今後の降雨、降雪予想を確認する。

（イ）運行時の措置

事業者、運行管理者及び整備管理者は、次の事項の確立、徹底を図る。

- a 当該地域の気象状況、運行経路の道路状況を確認し、注意事項の徹底を図る。

b 大幅な遅延発生時、発生予想時または、迂回運行、運休、運行中断の措置を行う場合は、市と協議し、連絡体制の確立を図る。

c 乗客の安全を確保するために遵守すべき事項の教育の徹底を図る。

(ウ) 異常気象時（暴風雨時・濃霧発生時・積雪・凍結時）の措置

事業者は、異常気象を理由に、輸送の安全確保に支障が生ずる恐れがあるときは、関係する地域及び運行経路の道路情報、気象情報を確實に収集し、状況に応じて的確な判断を行い、乗務員に対する必要な指示その他、輸送の安全のための適切な措置を講じる。

a 緊急事態発生時の応急措置、連絡体制の確立を図る。

b 積雪時、凍結時等において運行の支障にならないよう装備装着及び携行の徹底を図る。

c 異常気象発生時に對応した適切な運行注意事項の教育の徹底を図る。

第 2 通信対策

関係機関は、電気通信が雪害によって途絶しないよう、次の施策を推進するとともに、相互に連携し、通信の確保に努めるものとする。

1. 通信対策

ア 主要な中継交換機の分散、主要な伝送路のマルート化、若しくはループ構成等通信網の整備を行う。また、主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置する。

イ 災害発生時において通信を確保し、又は災害を迅速に復旧するためにあらかじめ保管場所及び数量を定め、必要に応じて災害対策用機器及び車両等を配備する。

＜参考＞非常用電源装置配備状況

種 別	配置場所	台 数	備 考
移動電源車	NTT 西日本 福井支店	2 台	
携帯発動発電機	NTT 西日本 福井支店	8 台	
各交換所発電用エンジン	各交換所	11 ヶ所	
各交換所蓄電池	各交換所	25 ヶ所	耐用時間 18 時間以上

＜参考＞非常用無線装置配備状況

機 種	配置場所	台 数
TZ-403D	NTT 西日本 福井支店	2組
ポータブル衛星通信方式	NTT 西日本 福井支店	2台

<参考>応急ケーブル配備状況

種別	エリア名	福井	敦賀	計
応急市内ケーブル 100 対		200m×7 ドラム	200m×4 ドラム	200m×11 ドラム
応急市内ケーブル 50 対		300m×4 ドラム		300m×4 ドラム
応急光ケーブルG I型 12 芯		250m×1 ドラム	250m×1 ドラム	250m×2 ドラム
応急光ケーブルSM型 100 芯		280m×2 ドラム	280m×1 ドラム	280m×3 ドラム

ウ 屋根雪下ろし、立木倒壊等による電話線の断線損傷を防止するため、NTT西日本のホームページを通じて住民の皆様に対し注意を呼び掛けるものとする。

エ ケーブルの断線、垂れ下がり、ケーブルへの倒木等の情報は、下記まで連絡をお願いする。

電話からは（局番なし） “113”

ひかり電話・携帯・PHSからは “0120-444-113”

Webからは <https://www.ntt-west.co.jp/trouble/>

2. 福井県防災情報ネットワークの利用

非常災害時における緊密な通信手段として、市役所、消防本部、県庁、県出先事務所を防災情報ネットワークによって結び、災害状況の把握、応急救助の指示、要請、気象予報等の伝達の通信連絡を確保し、防災体制の万全を期する。

3. 市防災行政無線、消防無線の利用

保有する通信設備を有効に活用し、雪害に関する情報の収集、広報に努める。

4. 衛星携帯電話の活用

市・消防本部に配備した衛星携帯電話を既設の通信ルートが遮断した場合のバックアップ用として、また孤立集落等との非常用通信手段として活用する。

第 3 電力供給対策

雪害による停電事故の未然防止と、早期復旧について次の対策を実施する。

1. 未然防止対策

- (1) 送・配電線の重要な部分の巡回を強化して不良箇所の早期改修、補強など適切な対策工事を実施する。
- (2) 送・配電線に接近する樹木の早期伐採を実施する。
- (3) 多量積雪時は、変電所機器周辺の除雪を早めに実施する。

2. 早期復旧対策

- (1) 復旧連絡を確保するため、機動車、無線基地局、移動無線機器、保安電話、非常用電源などの点検整備を実施する。
- (2) 関係機関との連携を密にして気象情報を早期に把握し、的確な復旧体制を確立する。
- (3) 広範囲にわたる事故発生など、非常事態には非常体制をとる。
- (4) 事故復旧人員の動員体制を整備する。
- (5) 事故復旧時間の短縮と停電区域の縮小にあたる。

[公衆災害防止と復旧についての依頼事項]

- (1) 屋根雪下ろしなどは、電線に触れることや、雪を直接電線に当てるこのないよう注意をお願いしたい。
- (2) 電線の断線や電線への倒木など電力設備の異常を発見したとき、または除雪作業等により電力設備を損傷させた場合、直ちに北陸電力送配電（株）まで連絡をお願いしたい。
なお、断線した電線は、危険であることから、絶対に近づいたり触れたりしないようお願いしたい。
- (3) 電力の復旧作業及びパトロールに出動する車両の優先通行に協力をお願いしたい。
- (4) 除雪車による作業は、電柱・支線に当てないよう注意をお願いしたい。

[問い合わせ先] ネットワークサービスセンター（※24時間受付）

フリーダイヤル 0120-837119

第 4 建物・施設等の保全対策

1. 公共施設

- (1) 市庁舎、市民会館、教育会館、小中学校、幼稚園、まちづくり会館、児童センター、福祉健康センター、体育施設、公営住宅、消防ポンプ庫、倉庫等はその建物を管理する区分に従い、構造、耐用年数などを考慮し、降雪状況に応じ早めに屋根雪下ろし等の除雪を行う。また、片面だけの屋根の除雪は、倒壊の原因となるため注意する。なお、屋根雪の落下による事故防止や窓ガラス等の破損防止を図り、不適切な作業による屋根瓦、防水層の破損等に注意する。
- (2) 学校、幼稚園、児童センター、児童遊園地等の遊具施設は、機械除雪等により破損をきたさないよう措置を講じ、その保全につとめる。
- (3) 指定管理施設は、指定管理者と連携を密にして、措置を講じ、その保全につとめる。

2. 民有建物施設

- (1) 市民が所有する建物、施設については、その所有者が自らの責任において除雪する。市は、住宅屋根融雪補助制度により、雪に強いまちづくりを図り、積雪量等を考慮し、

- 早めの屋根雪下ろしを実施するよう市民に広報する。
- (2) 空き家等について、市は所有者あるいは管理者の把握に努めると共に家屋の状況を適宜確認する。所有者あるいは管理人は責任を持って除雪し、市は、それらの倒壊等により市民の生命、身体、財産に危害を及ぼすことのないよう管理指導をする。なお、積雪により第三者に危害を加える恐れのある空き家等については、災害対策基本法の規定に該当する場合において、危険物除去等の応急措置に努めるものとする。
- (3) 屋根雪が、道路や水路に直接滑り落ちないよう措置を講ずる。

地区・用途別空き家等の把握状況 (令和7年10月31日現在)

区分 地区別	専用住宅	店舗等 併用住宅	倉庫・工場	計
勝山	122 (101)	12 (11)	10 (4)	144 (116)
猪野瀬	9 (7)	0	2 (1)	11 (8)
平泉寺	25 (21)	0	1 (1)	26 (22)
村岡	31 (19)	3 (1)	7 (3)	41 (23)
北谷	7 (1)	0	4 (1)	11 (2)
野向	10 (4)	0	4 (2)	14 (6)
荒土	22 (13)	0	7 (6)	29 (19)
北郷	26 (23)	2 (2)	6 (3)	34 (28)
鹿谷	36 (27)	2 (2)	21 (12)	59 (41)
遅羽	7 (7)	0	1 (1)	8 (8)
計	295 (223)	19 (16)	63 (34)	377 (273)

※ () 内は定期的な管理又は危険性が少ないと判断される建物

3. 農林土木等の公共施設

道路、橋梁、側溝、排水施設等で被害のおそれのある箇所は、これを補強又は補修を行うものとする。

4. 地区所有の施設

地区所有の消防ポンプ庫、火葬場、区民会館、作業場、その他神社、史跡施設等はその区において除雪を励行し、その保全に努める。

第 5 食糧対策

1. 応急米の確保

- (1) 福井県農業協同組合と協調し、必要量を確保する。
- (2) 被災者に対する炊き出し米及び救助作業等に要する米穀は、県（流通販売課）に必要量を申請する。

2. 緊急引渡

応急供給手続きを得られない場合は、北陸農政局福井拠点に対し緊急引渡しの要請をする。

3. 生鮮食糧品等の調達供給

- (1) 交通、運送状況に応じ、販売業者、輸送業者に協力を要請し、その確保を図る。
- (2) 緊急事態が発生した場合は、関係者に対し、出荷促進、物価高騰抑制等について協力を要請する。
- (3) 一般家庭においては、事前対策として、雪害の特殊性を考慮し最低3日間、推奨1週間分の食料・飲料水、トイレットペーパー、灯油等の家庭内備蓄及びマイカーの満タン給油について、市民への周知を図る。

4. 家畜飼料

越冬用飼料を十分に確保するよう酪農家に周知する。

また緊急事態により、越冬用飼料に不足が生じた場合、関係機関（大野市酪農農業協同組合等）へ要請する。

5. 給水対策

- (1) 上水道や地下水の節水及び消雪利用を控えるよう市民・事業者に協力を要請する。
- (2) 給水装置の凍結破断による漏水を未然に防ぐため、市広報、市ホームページを活用し対策方法を市民に周知する。
- (3) 水源の取水量や配水池の水位状況に応じて、やむを得ず給水制限を行う場合、市民・事業者に周知し、協力要請を行う。なお、給水制限をおこさないよう水道施設の維持管理に努める。
- (4) 必要に応じて日本水道協会福井県支部に対し、応急給水のための給水車の出動など応援活動を要請する。

6. 食品衛生

食品営業施設の衛生管理の指導を強化し、食中毒の未然防止を図る。

第 6 物資対策

1. 雪害応急対策物資

雪害対策用品及び被災者に配布する物資については、次の要領でその確保を図る。

- (1) 災害救助出動用の装具品は、その必要数量を迅速に購入し得る体制におく。
- (2) 被災者に配布する寝具、食糧品等については、第一に、市役所や中学校等に分散備蓄したものを供給し、不足分及び日用品については、関係業者と協議し迅速な確保を期する。

2. 燃料

- (1) 灯油、プロパンガス等、燃料の確保をはかり、特に灯油等は12月中に家庭用、営業用として確保するよう徹底する。
なお、これが不足見込みの場合は、除雪車等災害応急対策車両及び通信、電力等の機械保全用を優先供給するものとする。
- (2) 豪雪が予想される場合において、各給油所に対し、在庫の積み増しを呼びかけるとともに、一般家庭及び事業者に対し、自宅や事業所の灯油を多めに買い置くことや、マイカーの燃料を満タンにするよう呼びかけるものとする。
- (3) 大雪時の事前の備えとして、安定的に燃料供給を行う拠点である中核サービスステーションへの搬入路を確保するとともに、燃料の流通在庫情報の収集に努める。

第 7 農林業対策

1. 農業

野菜、麦、花木等の冬作物及び越冬作物については、奥越農林総合事務所、福井県農業協同組合と協調し、雪害対策について周知徹底を図る。特に農業用ハウスについては雪や風に強いハウスの整備、融雪装置の設置、ハウスの天井を支える支柱の点検並びにビニールの除去等の指導を徹底する。

2. 林業

奥越農林総合事務所、九頭竜森林組合と協力し、雪害対策について周知徹底を図る。

3. 畜産業

家畜飼養者に対して、冬期に必要な飼料（3ヶ月）の貯蔵と品質保全に万全を期すよう、また、畜舎については構造などを考慮して早期に除雪するよう指導する。積雪時の牛乳、食肉、鶏卵等の輸送については、必要に応じ、関係機関に協力を要請する。

第 8 文教対策

1. 気象、積雪時に応じた応急措置

異常気象などの場合は、学校、幼稚園、保護者等との連絡を密にし、臨時休業、授業の打ち切り、集団登下校、保護者送迎、登下校の引率等、適切な措置をとるよう指導する。

2. 児童生徒の危険防止と保健管理

- (1) 通学道路の安全確保につとめ、交通事故、除雪車の走行、落雪などに留意し、集団登下校等の実施等を図る。

- (2) 校地内の通路及び非常時における避難経路を除雪する。
- (3) 室内の換気、採光、照明、温湿度等を適切にし、毎朝の健康観察を実施し、感染症のまん延防止に留意する。

3. 学校及び社会教育施設の保全

- (1) 校舎などの構造、耐用年数などを考慮し、早めに除雪するとともに、煙突、ガラス、雨樋、屋根等の点検を行い、破損防止を図る。
- (2) 雪害が発生した場合、被災状況をすみやかに報告するとともに、破損箇所を補修する。
- (3) 消火器の点検、火気使用後の点検、避難訓練等防火対策については特に留意する。

4. 学校給食材料の確保

給食の実施が不可能とならないよう関係者と連絡を密にし、給食用燃料、生鮮食糧品などの確保を図る。

5. 学校給食施設の活用

市の災害救助関係の炊き出しについては、積極的な協力をを行うよう要請する。

6. 文化財保護対策

- (1) 災害が発生した場合には、文化財の所有者又は管理責任者は、文化財保護法、並びに福井県文化財保護条例、及び勝山市文化財保護条例の規定に基づき、すみやかに市に届出（報告）しなければならない。届出（報告）の方法は文書によることとするが、まずは電話などの方法により、すみやかに届出（報告）するものとする。
- (2) 市は、前項の届出（報告）を受けた場合には、直ちに市災害対策本部及び福井県教育委員会に届出（報告）するとともに、職員を現地に派遣するなどして、被災状況を収集し、適切な処置を講ずるものとする。

第 9 労務対策

1. 屋根雪下ろし作業員の確保等

屋根雪下ろし作業員については、市広報等を通じ、早期に作業員登録を行い確保に努める。また、屋根雪下ろし作業についての参考となる単価を提示する。

1時間あたり 4,730円（税込）

なお、作業者および依頼者には作業後のトラブルを避けるため作業内容、料金等について必ず事前に協議し、契約書等を取り交わすよう周知する。

2. 災害応急対策要員の確保

- (1) 被災者の救助、障害物の除去、救助物資輸送等災害応急対策にあっては、消防団の

- 出動を要請する。
- (2) 前記のほか、必要に応じ、地区住民、青年、婦人の各種団体及び県内の大学等に協力を依頼する。

第 10 保健衛生及び社会福祉対策

1. 医療機関に対しては、次のとおり協力を要請するものとする。

- (1) 救急患者に対する応急診療体制を確立する。
- (2) 初期消火等防火体制を確立し入院患者の避難方法、避難通路の確保についても十分考慮する。
- (3) 医薬品の冬期予備分として十分な量を確保する。

2. 緊急輸送の措置

道路交通が途絶えた地域に医薬品が欠乏し緊急に補充を要するときは、消防署、警察署、市役所いすれかに急報し、防災ヘリコプターなどを要請して緊急輸送の措置をとるものとする。

3. 感染症予防

新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ等の感染症を重点的に、その他消化器系感染症についても予防体制の強化を図る。

4. 適切な医療の確保

透析や在宅医療者等に適切な医療の確保ができるよう医療機関、県、市、関係機関が連携し対応する。

また、日ごろから市民が雪害や災害に備えて医薬品を常備するよう普及啓発を行う。

5. 清掃対策

- (1) ごみ、し尿等汚物の降雪時の収集、処理については、困難が予想されるので関係業者と密接な連絡をとり、住民に対して周知徹底する。
- (2) ごみの収集方法等については、空地に放置したり、水路に投棄することなく、ごみステーションの除雪をして指定ごみ袋等をまとめて置くよう周知徹底する。
- (3) し尿については、降雪前に汲み取るよう指導する。

6. 社会福祉対策

施設管理者は、非常事態に備え常に非常口及び避難路を確保して、利用者の避難に障害がないようにするとともに、近隣の住民等による援助体制を確保する。

また、降雪状況に応じ早めの屋根雪下ろしに努め、屋根雪の落下による事故や倒壊を防止する。

保育園・認定こども園等においては、事前に保護者等と協力して、施設及び通園路の安全対策を講じておくとともに、気象状況等により児童の安全の保障が困難だと判断した場合には、休園又は早退の措置を講じ、児童の安全を確保する。

児童センターにおいては、異常気象等で施設や児童の安全確保が困難だと判断した場合は、休館の措置を講ずる。

第 11 雪崩防止対策

雪崩危険場所の調査については、鉄道、道路沿い及び雪崩危険箇所（奥越土木事務所点検箇所 北谷町谷他 67 箇所）に主眼を置き、事前に災害防止の方途を講ずるものとする。このため、関係機関と密接なる連絡をとり、必要に応じ現地調査にあたるほか、適時通行禁止措置、標識の設置、住民避難の指示を行う。

雪崩発生が予想される地区については、住民へ事前に協議、指導する。

○ 雪崩危険箇所

(1) 人家関係

地区名	集落名	()個所数
勝 山	昭和町2丁目、昭和町3丁目、旭町1丁目	
猪野瀬	片瀬(3)	
平泉寺	なし	
村 岡	栃神谷、黒原、浄土寺(2)、暮見、郡、長山町1丁目	
北 谷	谷、河合(2)、木根橋(2)、北六呂師(2)、中尾、杉山(2)、小原	
野 向	薬師神谷、深谷、北野津又(2)、横倉(2)、牛ヶ谷(2)	
荒 土	別所、細野(2)、細野口、堀名中清水、堀名、北宮地	
北 郷	東野(5)、伊知地、坂東島(2)	
鹿 谷	保田(2)、北西俣(4)、矢戸口(7)、杉俣、本郷	
遅 羽	比島(2)、蓬生、大袋(2)	

(2) 道路関係

種 別	地 係	危険区域	危険防止措置
国道 157 号	北谷町 東山～北六呂師	北六呂師～谷トンネル 約 10.8km	通行止、道路情報板による広報、雪崩予防施設
県 道 藤巻下荒井線	遅羽町 嶺崎 〃 千代田 〃 比島	下荒井～嶺崎 約 1km 大阪特殊合金後方約 200m 赤岩付近 約 200m	ロックフェンス 通行止
国 道 416 号	野向町 横倉	北野津又～横倉 約 3km	雪崩予防施設、通行止

第 12 震災対策

1. 積雪期における避難路等の確保

積雪期において、地震が発生した場合においても、住民が安全に避難することができるよう、気象状況に応じて、道路パトロール等を強化し、道路上の支障物件の排除に努め円滑な交通網の確保を図るものとする。

2. 避難所の開設

積雪時において、地震が発生し、避難所の開設が必要と認めた場合は、災害対策本部、関係所属及び避難所管理責任者等が連携し、早期に開設するものとする。

3. 寒冷期における非常持出品の確保及び非常口の確保

寒冷期における非常持出品について、通常の持出品に加え耐寒用品等の携行にも配慮するよう住民に対し普及啓蒙を図る。また、雪囲いや屋根雪下ろしなどによって、非常口の確保が困難になることのないようその対応と配慮についての周知徹底を図る。

4. 積雪期における震災についての配慮

積雪期において地震が発生した場合には、防災活動に困難が生じることが予想されることから、各防災関係機関が、それぞれ雪害対策を講じるにあたっては、特に震災対策を念頭におきながら対応するよう配慮する。

第 13 孤立地区対策

孤立地区の雪害状況の把握に努めるとともに、救急患者発生時には知事に対し、防災ヘリコプター又は自衛隊へのヘリコプター等の出動要請も考慮する。なお、降雪までに対象地区に冬期居住する世帯数、家族構成（人員、性別及び年齢）及び健康状態等を把握し、緊急時の通信手段を確保する。あわせて、孤立が予想される地区の住民に対して、雪対策の情報等を事前に協議、周知する。

○ 孤立予想地区（世帯）

（令和7年10月31日現在）

地区名	世帯数（戸）	人口（人）	男（人）	女（人）
北谷町小原	0(1)	0(1)	0(1)	0(0)
北谷町谷	2(4)	2(4)	1(2)	1(2)
野向町横倉	4(4)	6(6)	2(2)	4(4)
平泉寺町小矢谷	6子(7)	11(10)	8(7)	3(3)

住民基本台帳（外国人含）より

※（ ）内の数字は昨年度の件数

第 14 消防対策

1. 消防機械器具の整備点検

消防ポンプの凍結及び積雪により、ポンプ庫から出動不能とならないよう平常時から消防機械器具の整備点検を行うとともに、消防機械器具置場に通じる道路の除雪に努め、小型動力ポンプの搬送手段の確保等、火災の際に速やかに対処できるよう周知徹底を図る。

2. 水利付近の除雪の励行等

地域ぐるみで、付近の消火栓、防火水槽（吸水管のみでも可）の除雪協力を呼びかける。また、屋根雪下ろし等で消防水利がふさがれることがないよう定期的にパトロールを行うものとする。

3. 避難口付近の除雪の励行等

不特定多数の者が集まる施設、福祉施設、その他の施設においては、避難口付近の除雪を常に行い、避難について万全の対策を講ずるよう防火管理者に指導するものとする。又、各家庭等においては、避難口を確保した雪囲い、除雪を行うよう周知する。

4. 火災予防の推進等

寒冷期においては、各家庭等で暖房器具等を取り扱うことが多くなるため、火気の取扱いについて住民に周知徹底するとともに、早期の119通報、初期消火方法を再確認するよう周知する。

5. 危険物取扱いに係る指導の強化

事業所及び家庭において、暖房器具に使用する灯油を多量に貯蔵する場合があるため、火災予防条例等に基づく適切な貯蔵取扱いを行うよう指導する。また、ガス漏れ事故の予防対策としてガス設備に注意した屋根雪下ろし、除雪作業の実施についても住民等に周知徹底を図る。

6. 救急対策

- (1) 積雪による交通障害等医療機関への救急搬送に時間を要する又は搬送困難であると判断する場合、傷病者の状況に応じて救急車以外での搬送又は医師の現場要請等を考慮する。
- (2) 大雪の際、1回の救急活動時間が延長することで、救急車の不足が生じる事から、救急車の適正利用を広報する。
- (3) ドクターヘリランデブーポイントの管理者に除雪を依頼する等、ヘリコプター着陸場所の確保に努める。

第 15 広報対策

1. 雪対策の情報等

- (1) 雪対策の情報等は、市広報、各種チラシ、市ホームページ、SNS 等を活用し、住民に周知するものとする。特に、屋根雪下ろし中の転落事故等を防ぐため、屋根雪下ろし時の安全確保を呼び掛ける。
- (2) 緊急を要するものについては、報道機関等を通じて、住民に周知するものとする。
- (3) 積雪期間中は、除雪作業及び道路交通を円滑にさせるために、不要不急の外出は控え、通勤などは、公共交通機関を利用するよう、市広報等を通じて住民に協力を呼びかける。

2. 雪害事項等の報告

- (1) 各まちづくり会館長は、必要に応じ、地区の積雪量及び管内の道路状況等について、総務課へ報告するものとする。特に、北谷町コミュニティセンターにおいては、定期的に降雪深・積雪深を観測し報告する。
- (2) 各区長は、雪害発生の際、速やかにまちづくり会館、警察署、消防署、総務課いずれかへ通報するよう依頼する。

第 16 要配慮者対策の確立

1. 高齢者、障害者等に配慮した対策の推進

積雪時には高齢者、障害者等の要配慮者は、特に大きな影響を受けやすいことから、高齢者、障害者等が利用する施設の優先的除雪、避難路の確保等要配慮者に配慮した対応を図るものとする。

2. 在宅の要配慮者の支援体制の推進

屋根雪下ろし作業員を必要とする高齢者世帯等を、事前に把握し、迅速な対応が図れるよう努めるものとする。

また、降積雪時に長期にわたって援助が必要となる在宅の要配慮者に対しては、定期的な訪問等を行うとともに、地域が一体となった支援体制の推進を図るものとし、要配慮者について、福祉関係団体や自治会等と連絡を密にし、安否確認等の体制の構築を図る。

さらに、要配慮者やその家族に対しては、普段から雪害に関する基礎的知識や降積雪時にとるべき行動等の理解を深めるため、防災上必要な知識の普及啓発に努めるものとする。

第 17 「住民の協力体制づくり」の推進

積雪時における安全の確保及び雪害予防活動を推進するため、以下により住民による協力体制づくりを図る。

1. 住民コミュニティーの回復

雪害予防対策、応急対策の実施の円滑化、効率化を図るために、町内会等を基盤とする住民コミュニティーの回復の施策に努めるとともに、自主防災組織の育成強化を図る。

2. 地域ぐるみ除排雪活動、ボランティア活動の推進

以下について、市民の直接参加により地域ぐるみ除排雪の体制整備を図る。

- (1) 生活道路の除雪活動を推進する。
- (2) ひとり暮らし高齢者世帯、障害者世帯等で自力での除雪が困難な世帯への協力を推進する。
- (3) 市において、降雪時前から除雪作業員を募集、登録することで、雪下ろしの困難な世帯への支援体制を確立する。

第 18 雪害対策本部体制

雪害に対処するため、次に定めるところにより市庁舎内体制の確立を図るものとする。

1. 雪害対策本部設置にいたらない段階での措置

相当の降雪が続くも、本部設置にいたらない段階においては、気象情報（特に大雪情報）に留意し、その都度「総務課」、「建設課」、「消防署」その他の関係各課において警戒体制をとることとする。

その時は、奥越土木事務所と充分な連絡を保つほか、各防災関係機関と連絡調整を図る。

積雪量が100cm程度に達し、さらに降雪が予想される場合には、雪害対策室の設置を検討する。

2. 雪害対策本部設置

相当量の降雪が続き、積雪量が150cm程度に達し、雪害が発生し、または雪害発生が予想される場合、直ちに「勝山市地域防災計画」の災害応急対策計画により、雪害対策本部を設置する。

3. 庁舎内組織の強化

危機管理幹の指示の下、応急対策について、課を超えて全庁的に迅速かつ効率的に行えるよう各課及び防災関係機関との緊密な連絡体制を確立する。

状況に応じて直ちに災害救助法の適用を受けることができるよう準備するなど、事前に応急対策活動に備えるものとする。

雪害対策本部を設置した場合、県からの派遣職員を受入れ、情報収集、情報伝達、応援要請等の相互調整等を行うこととする。

4. 雪害対策分掌事務

- (1) 関係機関との連絡調整
- (2) 気象、積雪、除雪情報の収集及び公表
- (3) 違法駐車防止啓発と市内パトロール
- (4) 雪害情報の収集
- (5) 避難所開設の検討

配備に関する基準

本部設置前

区分	配備内容	配備基準	対応組織
注意体制	府内各課の職員で情報連絡活動が円滑に行え得る体制をとる。 <ul style="list-style-type: none">・災害情報の収集、整理、伝達・警戒体制への移行準備	(1)強風、大雨、冬季における低温等の注意報が発表、警報の早期情報による注意喚起も出され、危機管理幹が必要と認めた場合 (2)気象台からキキクル警戒レベル2相当の気象情報が発表され危機管理幹が必要と認めた場合 (3)8時間以内に台風の暴風圏に勝山市が含まれると予報され、危機管理幹が必要と認めた場合 (4)融雪注意報が出される等、急激な気温上昇及び降雨等により、融雪増水、土砂災害並びに雪崩が予想され危機管理幹が必要と認める場合	(勤務時間内) <ul style="list-style-type: none">・関係各課等及びまちづくり会館等・災害連絡会議の開設 (勤務時間外) <ul style="list-style-type: none">・宿日直者・必要に応じ総務課職員 (避難所の体制) <ul style="list-style-type: none">・避難所管理責任者等は、市と連絡のとれる体制をとる・まちづくり会館館長、同職員は災害予防に關し諸確認を行う。
警戒体制	府内各課の必要人員をもって充てるもので、情報連絡体制を強化し、事態の推移に伴い速やかに本部体制に切り替える体制をとる。	(1)暴風、大雨、大雪等の警報が発表され、危機管理幹が必要と認めた場合 (2)気象台からキキクル警戒レベル3相当の警戒情報が発表され、危機管理幹が必要と認めた場合 (3)河川水位が避難判断水位に到達し、かつ上流域の観測所の河川水位が上昇している場合 (4)災害対策本部を設置するに至らない小規模の災害が発生した場合 (5)積雪量が市街地で100cm程度に達し、更に降雪が予想される場合(雪害対策室)	(勤務時間内) <ul style="list-style-type: none">・各課等及びまちづくり会館等・災害対策警戒連絡室の開設 (勤務時間外) <ul style="list-style-type: none">・宿日直者・総務課、建設課、營繕課、農林課であらかじめ指定された職員(ただし、建設課、營繕課及び農林課については、除雪班体制時(12月～2月)の大雪警報発表時については、その除雪班の中であらかじめ指定された者とする)・必要に応じ、福祉課、健康体育課、上下水道課、教育総務課及びこども課職員 (避難所の体制) <ul style="list-style-type: none">・まちづくり会館館長及び避難所管理責任者等は、指示があれば直ちに避難所開設に応じられる体制を整備する。

本部設置後

配備内容	配備基準
市長の命令により職員総員をもって充てる。ただし、本部長の命により減員し BCP 等に従い他の業務も併せて遂行する場合もある。	(1)暴風、大雨、洪水、土砂災害、大雪等に関する警戒情報が発表された場合 (2)河川が氾濫危険水位に達した、又は達すると予想される場合 (3)気象台からキキクル警戒レベル 4 以上の警戒情報が発表された場合 (4)災害発生の通報があった場合 (5)大雨等により、九頭竜ダムの異常降水時防水操作(緊急放水)の通知があった場合 (6)積雪量が市街地で 150cm 程度に達し、大規模雪害が発生又は予想される場合